

2019年10月より消費税率10%と8%の  
複数税率になり消費税実務はより複雑!

改正消費税 対策セミナー

# 軽減税率制度・経過措置 インボイス制度への対応

2019年  
6月26日  
(水)  
14時～16時



2019年10月からの消費税率10%に伴い、酒類や外食を除く「飲食・食料品や新聞」に、軽減税率が適用となるため、複数税率に対する正しい知識が求められます。

そして、新たに導入される「インボイス制度」は、免税事業者にも影響するため、内容をよく理解することが大切です。本セミナーでは、改正の内容とその対応策について、税理士法人コンパスの山田 伸一 税理士が、わかりやすく解説致します。

## 内容

- ・軽減税率制度に伴う注意点
- ・消費税10%の経過措置
- ・インボイス制度(方式)の概要と注意点
- ・消費税増税に伴う事業者の注意点 など

## 【講師】

税理士法人コンパス  
社員税理士

山田 伸一 氏



平成13年7月に齊藤会計事務所(所在地：埼玉県蕨市・現税理士法人コンパス)へ入所。平成15年10月に当事務所において税理士登録完了。当事務所一筋15年、法人・個人事業主のクライアントを中心に、法人決算件数は約500件、個人確定申告件数は約700件の実績がございます。製造業、小売業、卸売業、飲食業、保険業、不動産業等々、様々な業種のクライアントを経験しております。町医者をもっとに現在お付き合いさせて頂いているクライアントは約80件です。ホームドクターとして親身にお付き合いをさせて頂いております。

【会場】 蕨商工会館 3階多目的ホールA  
(埼玉県蕨市中央5-1-19)

【定員】 30名

【参加費】 無料

【主催】 蕨商工会議所 中小企業相談所

【申込】 下記申込書に必要事項をご記入のうえ、FAXにてお申し込みください。

## 【お問い合わせ先】

蕨商工会議所 中小企業相談所

蕨市中央5-1-19 TEL:048-432-2655

キリトリ

FAX.048-444-1785

改正消費税対策セミナー参加申込書

事業所名			住所 〒	
業種			TEL	FAX
参加者	氏名：			役職：

ご記入頂いた情報は、セミナーの運営/管理に関する連絡/通知及び商工会議所の各種情報提供のために利用致します。